(4)

令和7年11月20日(木)

静岡県浜松市議会
石津陽子 様

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 050-1089-9835
(平日9~12時、13~17時)
FAX 050-6875-7448

受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催　研修会にお申込みいただきありがとうございます。
お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。
お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。
領収証は、セミナー終了後7-10営業日中にメールにて送付いたします。
※zoom参加リンクはお振込み確認後、講演開催数日前にメールでお知らせいたします。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

お申込み講座	金額	備考
① 2025年11月24日(月)17時～東本正一【ZOOM】新人議員が1期目でつまずかないための!	¥5,000	ZOOM

領収証宛名：	石津陽子 様
領収証金額：	¥5,000
ご請求額：	**¥5,000**

【 お振込み口座 】※2025年5月1日より変更になりました。

[redacted]

名義　株式会社Ｈ３０（カ）エイチスリーオー

※お振込名義に自治体名、またはお申込みいただいた方の個人名の記載をお願いします。
※会派名でお振込をいただくことがありますが、全国的に同じ会派名が多数存在し、
※どなたからのお振込かわかりかねる例が多くございます。ご協力よろしくお願い致します。

※2025年7月5日より電話番号、FAX、メールアドレスが変わりました。
※2025年5月1日より「株式会社Ｈ３０」へ法人名が変更になりました。
※新所在地 〒221-0042 神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28

各 位

2025年12月吉日
一般社団法人パリテ・アカデミー
共同代表　三浦まり　申きよん

女性議員向け研修について

平素より大変お世話になっております。女性政治リーダー養成事業を実施してまいりました一般社団法人パリテ・アカデミーでは、このたび、女性地方議員の皆さま（おおむね1～2期）を対象とした研修会を下記の通り開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

地方自治体におけるジェンダー平等の推進には、地方議会においてジェンダー視点を踏まえた政策提言を行い、効果的な議会質問を通じて行政を動かすことが極めて重要です。
本プログラムでは、主に1～2期目の女性地方議員の皆様を対象に、ジェンダーに関する最新動向の共有や、先進自治体の好事例の学習を通じて、議会質問力の向上を図ることを目的としております。

取り扱う政策分野は、女性の健康、女性に対する暴力、女性の経済的自立、ジェンダー平等教育、ジェンダー主流化など、多岐にわたります。
また、オンラインセミナーと対面での研修を組み合わせ、受講生同士のピアサポートを促進しながら、地域におけるジェンダー平等の実現をめざします。

未来を切り拓く一歩を、パリテ・アカデミーの活動の趣旨にご賛同いただける皆様と共に踏み出せればと存じます。
ご多用の折とは存じますが、何卒ご参加賜りますようお願い申し上げます。

■ 開催概要

日　時：おおよそ毎月第3月曜日　19時～21時　及び対面、特別視察含む
会　場：オンライン及び対面
対　象：女性地方議員（おおむね1期～2期目）
主　催：一般社団法人パリテ・アカデミー
内　容：全10回　オンライン及び対面、ジェンダー×専門家及び自治体等職員による講義、意見交換会、視察、シンポジウム
定　員：30名
受講料：4万円
※政務活動費が無い自治体議員の方はご相談ください。
※交流会、懇親会での飲食費は別途会費制で徴収いたします。

■受講申込
受講をご希望の方は、12月25日(木)までに下記フォームよりお申し込みください。
パリテ政策アカデミー申込　https://forms.gle/G6CBCzMehVDEX4Vg6
※12/25申込後に受講確定の有無、受講料振込先をお知らせいたします。

ご不明な点等ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

【事前説明会】
2025年12月5日（金）2025年12月5日(金)17:00～19:00
古澤えり講義および【事前説明会】を実施します。

参加費：無料　オンライン実施
事前説明会申込：https://peatix.com/event/4670897/view

【パリテ・政策アカデミープログラム内容】

第1回　オンライン　2026年1月19日（月）19-21
内容：第6次男女共同参画基本計画を自治体に活かす
講師：大崎麻子　（Gender Action Platform理事）、野村羊子（三鷹市議会議員）

第2回　オンライン　2月16日(月)　19-21
内容：会計任用年度職員の改革に向けて
講師：瀬山紀子（埼玉大学准教授）、中山均（新潟市議議員）

第3回　オンライン　3月16日(月)　19-21
内容：包括的性教育を進める
講師：田代美江子（埼玉大学教授）、自治体職員

第4回　対面研修及び交流会　4月18日（土）14-16、交流会17～19
内容：未来のまちを描く政策セミナー＆春の交流会
講師：川久保みなみ（つくば市市議会議員）、他

第5回　特別視察　5月16（土）
内容：ユースクリニック視察及び懇親会
講師：高橋幸子（埼玉医科大学）、自治体職員

第6回　オンライン　6月15日(月)　19-21
内容：災害とジェンダー
講師：浅野幸子（減災と男女共同参画研修推進センター共同代表）及び自治体職員

第7回　オンライン7月13日(月)　19-21
内容：カスハラ条例の活かし方
講師：内藤忍（独）労働政策研究・研修機構 副主任研究員）、自治体職員

第8回　対面交流会　8月12日（水）15-17　交流会17-19
内容：議会質問力パワーアップ講座＆夏の交流会

第9回　オンライン　9月14日(月　19-21
内容：多文化共生とジェンダー
講師：新倉久乃（和光大学）、松岡真理恵（公益財団法人浜松国際交流協会 多文化共生コーディネーター）

第10回　対面　11月21日（土）
内容：シンポジウム　ジェンダ　平等政策を地方議会で進める-好事例をもとに
場所：都内会場

※プログラムは変更する場合がございますのでご承知おきください。

■この件に関するお問い合わせ■
一社）パリテ・アカデミー
[redacted]
東京都港区芝公園2-6-8日本女子会館5階
event@parity-academy.org

パリテ政策アカデミー (5)

プログラム全10回

多彩な講師陣が語る、ジェンダー平等の最前線

※毎回、専門家から最新情報を学び、先進自治体の議員や職員から具体的な取り組みを聞き、議会質問へとつなげます。

※オンライン研修は【見逃配信あり】場所の記載がない場合は【オンライン】

1 2026年 1月19日(月) 19時～21時
第6次男女共同参画基本画を自治体に活かす
講師：大崎麻子（Gender Action Platform理事）、野村羊子（三鷹市議会議員）

2 2月16日(月) 19時～21時
会計年度任用職員制度の改革に向けて
講師：瀬山紀子（埼玉大学准教授、中山均（新潟市議会議員）

3 3月16日(月) 19時～21時
包括的性教育を進める
講師：田代美江子（埼玉大学教授）、自治体職員

4 4月18日(土) 14時～16時
未来のまちを描く政策セミナー
春の交流会
講師：川久保みなみ（つくば市議会議議員）、他
場所：都内会場

5 5月16日(土) 13時～16時
ユースクリニック視察
講師：髙橋幸子（埼玉医科大学助教）および自治体職員
場所：埼玉県内/懇親会有

6 6月15日(月) 19時～21時
災害とジェンダー
講師：浅野幸子（減災と男女共同参画研修推進センター共同代表）、他

7 7月13日(月) 19時～21時
カスハラ条例の活かし方
講師：内藤忍（独）労働政策研究・研修機構 副主任研究員）および自治体職員

8 8月12日(水) 15時～17時
議会質問力パワーアップ！
夏の交流会
場所：東京都内会場

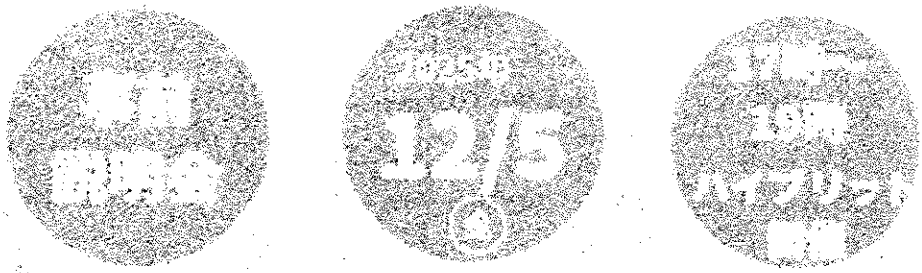
9 9月14日(月) 19時～21時
多文化共生とジェンダー
講師：新恵久乃（和光大学）、松岡真理恵（公財）浜松国際交流協会 多文化共生コーディネーター

10 11月21日(土)
シンポジウム
ジェンダー平等政策を地方議会で進める
場所：東京都内会場/懇親会有

※プログラムは変更になる場合がございます。

パリテ政策アカデミー

議会質問力を磨く！
ジェンダー視点で
政策を動かす！



地方自治体でジェンダー平等を進めるためには、地方議員がジェンダー視点を身につけ、効果的な議会質問を繰り出し、行政を動かすことが重要です。
本プログラムでは、1～2期目の女性地方議員を対象に、ジェンダーに関する最新情報を共有し、先進自治体の好事例等に学び、議会質問力を向上させることを目指します。
扱う政策分野は、女性の健康、女性に対する暴力、女性の経済的自立、ジェンダー平等教育、ジェンダー主流化等と全般にわたります。オンライン・セミナーと対面セミナーを組み合わせ、ピアサポートを通じて、地域からジェンダー平等を実現していきます。
未来を変える一歩を、仲間とともに踏み出してみませんか。

対象
地方議会おおむね１～２期の女性議員他

参加費
４万円
※政務活動費がない場合はお申し出ください、助成あり
※懇親会は別途会費制で実施します

定員
30名

締切
2025年12月25日

プログラム予定（全10回）

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	1	2	6	6	0

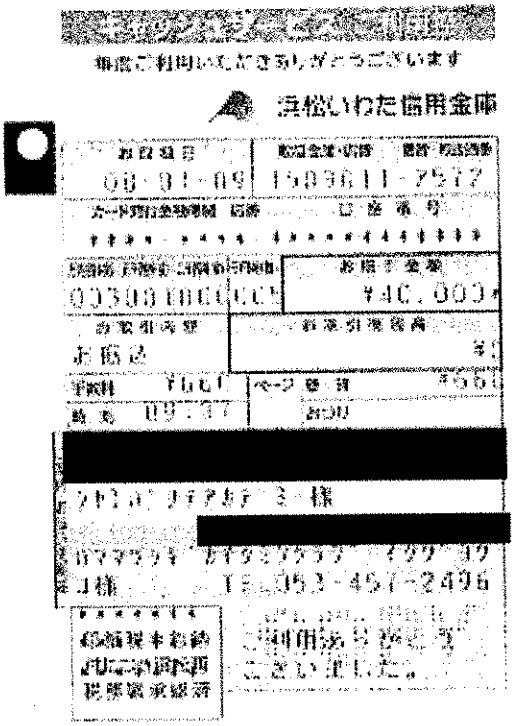
但し　一般社団法人パリテ・アカデミー
「パリテ政策アカデミー～プログラム全10回～」
石津議員受講：プログラム全10回として受講料40,000円（別紙のとおり）

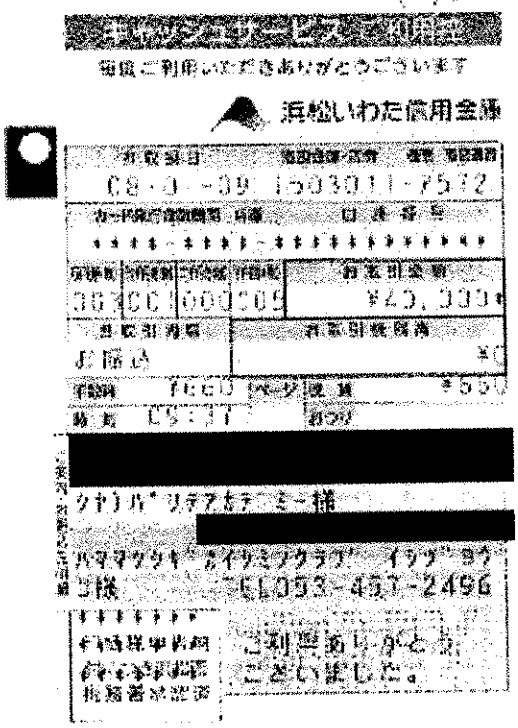
内訳　40,000÷10回=4,000円

令和7年度分	4,000×3回=12,000円	①
令和8年度分	4,000×7回=28,000円	②
振込手数料	ATM現金扱、他行宛　660円	③

①+③=12,660円

（写し）





上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和8年1月9日

会派名　浜松市議会[redacted]クラブ

代表者名　鈴木真人[redacted]

⑤

[redacted]

差出人: [redacted]
送信日時: 2026年1月8日木曜日 12:16
宛先: [redacted]
件名: Fwd: 【ご案内】パリテ政策アカデミー受講申込み御礼及び受講料のお振込みについて

[redacted]

先日のセミナー受講の申し込みの詳細です。
転送します。
手続きを宜しくお願いします。

石津

---------- Forwarded message ----------
From: 一社）パリテ・アカデミー <event@parity-academy.org>
Date: 2026 年 1 月 8 日(木) 11:57
Subject: 【ご案内】パリテ政策アカデミー受講申込み御礼及び受講料のお振込みについて
To: [redacted]
Cc: [redacted]

浜松市議会 石津陽子様

平素より、当法人の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
一社）パリテ・アカデミー事務局西川です。

このたびは「パリテ政策アカデミー」にお申込みいただき、誠にありがとうございました。
本研修へご参加いただけることとなりましたので、内容をご確認のうえ、下記指定口座へ受講料をお振込みくださいますようお願い申し上げます。
なお、ご入金の確認をもちまして「受講確定」とさせていただきます。

■ 受講料：40,000 円
■ 振込期限：1 月 14 日（水）
【振込先】
[redacted]
口座名義 シヤ）パリテアカデミー

振込手数料はご負担願います。

【その他のご連絡】
① やむを得ない事情により研修受講を辞退される場合は、できるだけお早めにご連絡ください。
② 一度ご入金いただいた受講料につきましては、原則として返金いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

③ 当初ご案内しておりました第4回プログラムの日程が、
4月18日(土)から4月19日(日)に変更となっております。

④ 12月5日(金)に開催いたしました、当研修の事前説明会および、アメリカより講師をお招きした、「ジェンダー・公平性の視点から考えるまちづくり」ハイブリッド講座につきましては、現在【見逃し配信】を行っております。ぜひご視聴ください。
https://vimeo.com/1144070011?share=copy&fl=sv&fe=ci
⑤ なお、当日の様子が12月25日放送のNHK「ニュースウオッチ9」にて紹介されました。
(「女性参政権80年・議員を取り巻く課題」／放送後1週間程度、NHKONEにて見逃配信有)

ご不明な点やご質問等がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

東京都港区芝公園2−6−8 日本女子会館5階
一般社団法人パリテ・アカデミー
事務局 [redacted]
event@parity-academy.org
https://www.parity-academy.org

【パリテオンライン講習報告】

石津　陽子

研修：ジェンダー視点で政策を動かす（パリテアカデミー議員研修）
- 開催日：2026年1月19日　ZOOM　19:00～21:00
- 講師：大崎麻子氏
 （Gender Action Platform 理事、内閣府男女共同参画会議 専門調査会委員）
 野村羊子氏
 （東京都三鷹市議会議員）
- 主なテーマ：男女共同参画基本計画（第６次）の考え方とジェンダー主流化
 地方自治体におけるジェンダー平等の実践事例（兵庫県豊岡市など）
 議会質問における男女平等施策の活用と改善提案の手法

【概要】

① 男女共同参画基本計画と「ジェンダー主流化」
研修では、第６次男女共同参画基本計画の核心として、従来の「是正型（足りない部分を補う）」から「構造変革型（社会の前提を組み替える）」への転換が強調されました。
- ジェンダー主流化：あらゆる政策や事業の策定・実施プロセスに男女双方の関心事や経験を統合し、不平等が永続しないようにする戦略です。
- EBPMの重視：印象や思い込みではなく、男女別データ（ジェンダー統計）を収集・分析し、地域の実態を可視化して政策設計・評価に活用する重要性が示されました。

② 地方自治体における実践（豊岡市の事例）
若年女性の流出という課題に対し、「バックキャスティング思考（ありたい未来から逆算する）」を用いた豊岡市の取り組みが紹介されました。
- 若者の声を聞く「みらいワークショップ」の開催や、マルチステークホルダー（行政、企業、地域、市民）による戦略立案が行われました。
- 漫画や絵本、コミュニケーション・シートの活用など、市民が自分の言葉でジェンダーを語れるような工夫が成果を上げています。

③ 議会質問力の向上と政策提案
議員としての役割を「行政のチェック」「市民の声の反映」「政策提案」の３点と定義し、具体的な手法が共有されました。

【所感】

構造変革への視点の転換が必要となる。これまで男女共同参画は「女性のための福祉的な施策」と捉えられがちでしたが、今回の研修を通じ、人口減少や地域再生に直結する「社会構造のアップデート」であると強く再認識しました。第6次計画が目指す「構造変革型」への転換は、地方創生における必須条件であると感じます。

データに基づく政策立案の重要性の点では、「印象」ではなく「データ（エビデンス）」で問い、是正を促すスキルの必要性を痛感しました。例えば、豊岡市が男女別データを用いて「男性は帰ってくるが女性が帰ってこない」実態を可視化したように、自自治体でも客観的なデータに基づき、施策の妥当性を問う姿勢を大切にしたいと考えます。

議会活動への応用として「議員は知らないことは質問しない」という言葉が印象的でした。市民の切実な声や現場の課題を、法や計画の文脈に「翻訳」して政策提言につなげるためには、行政職員との関係性構築や、継続的な調査・研修が欠かせません。今後は、SRHRなどの新しい視点も取り入れながら、全世代のウェルビーイングに資する議会質問に取り組んでいきたいと強く思いました。

豊岡市の事例にあったように、「男女別データで実態を可視化する」ことは、議会活動の説得力を高める基盤となります。
浜松市においても、

- 男女別賃金格差
- 産業別・役職別の女性比率
- 若年層の転出入の男女差
- 保育・放課後児童クラブの利用実態
- DV相談件数や相談経路の分析
- 外国人女性の就労・子育て状況

などを整理・分析することで、施策の優先順位や不足領域がより明確になるはずです。

EBPMの観点から、既存統計の再分析に加え、必要であれば独自のヒアリングやアンケート調査を通じて「浜松市版ジェンダー統計」を整備することも、今後の政務活動の重要な柱になり得ると考えます。浜松市が今後も持続的に発展していくためには、経済成長だけでなく、誰もが尊厳を持って暮らせる社会構造への転換が不可欠です。

今回の研修は、議会活動を「点の質問」から「構造を動かす提案」へと進化させるための重要な示唆を与えてくれました。今後は、ジェンダー主流化の視点を全ての政策分野に通底させ、浜松市の未来像を描きながら、実効性ある政策提案に取り組んでいきたいと考えます。

(5)

2026/3/16

【パリテオンライン講習報告】

石津　陽子

研修：ジェンダー視点で政策を動かす（パリテアカデミー議員研修）
- 開催日：2026年2月16日　ZOOM　19:00~21:00
- 講師：瀬山紀子氏
　　（埼玉大学准教授）
　　中山均氏
　　（新潟市議会議員）
- 主なテーマ：会計年度任用職員制度の改革に向けて

【概要】

会計年度任用職員制度の現状と課題

1. 制度の概要と導入の背景

会計年度任用職員制度は、地方自治体で働く非正規職員の任用根拠を明確化し、処遇改善を図ることを目的として2020年度からスタートしました。それまで法的根拠が曖昧なまま急増していた非正規公務員の雇用を安定させるための「公務の働き方改革」の一環でしたが、実態はコロナ禍と重なる形での導入となりました。

2. 制度が抱える構造的な問題点

制度の運用開始から約6年が経過し、以下の深刻な課題が浮き彫りになっています。

- **雇用の不安定性と「官製ワーキングプア」の固定化:** 任期は1会計年度内（1年）に限定されており、年度末ごとに「再度の任用」という形をとるため、常に雇止めの不安がつきまといます。
- **ジェンダー格差:** 会計年度任用職員の約4分の3（76.1%）を女性が占めており、エッセンシャルワークを担う女性たちの労働力や「やりがい」が搾取される構造（ジェンダー差別）が生じています。
- **低い賃金水準:** フルタイム勤務であっても年収300万円未満が6割に達し、多くの職員が「将来への不安」を抱えながら働いています。
- **労働基本権の制約:** 一般職公務員に組み込まれたことで、ストライキ権を失うなどの制約が生じています。

3. 現場の実態と制度の乖離（新潟市等の事例）

専門的な知識や経験を必要とする職種において、制度と実態の乖離が顕著です。

- **専門職の過重な責任:** 図書館司書、保健師、保育士などの専門職は、常勤職員とほぼ同等の基幹的業務を担っているケースが多く見られます。
- **経験が反映されない給与体系:** 専門性が高く、長年の経験が業務に不可欠な職種であっても、昇給（号俸加算）に一律の上限が設けられていることが多く、有為な人材確保の妨げとなっています。

- 「公募」の形骸化: 3〜5年ごとの一斉公募は、長年貢献してきた職員に心理的・経済的な苦痛を与え、制度の形骸化を招いています。

4. 改善に向けた動きと成果

当事者ネットワーク（はむねっと）の調査や議会での働きかけにより、一部で改善が進んでいます。

- 国の通知による制度改善: 勤勉手当の支給可能化（2024年4月〜）、公募によらない再度の任用回数上限の廃止（2024年6月通知）、私傷病の有給化検討などが示されました。
- 自治体独自の調査と是正: 新潟市人事委員会による実態調査報告書（2025年10月）では、専門職への適正な業務配分や給与上限の撤廃の必要性が提言されています。
- 司法・社会的な訴追: スクールカウンセラーの雇止め訴訟や労働基本権を問う訴訟など、法廷での争いも始まっています。

5. 結論と今後の展望

会計年度任用職員制度は、公共サービスの質を支える「人」を不安定な立場に置くことで、公共そのものの形骸化（空洞化）を招く恐れがあります。

今後、持続可能な地域社会を維持するためには、以下の取り組みが不可欠です。

1. 専門性に応じた適正な処遇と、上限のない経験加算の実施。
2. 不当な「公募」や雇止めの撤廃と、長期雇用を前提とした制度設計への転換。
3. 第三者的機関（人事委員会等）による客観的な労働実態調査の継続と是正勧告。

公務現場が、働き手である女性にとっても住民にとっても、真に安心して集える「公共の場」となるための抜本的な制度改革が求められています。

【序盤】

会計年度任用職員制度は、地方自治体を支える非正規職員の処遇改善と任用根拠の明確化を目的として2020年度に導入されましたが、運用開始から約6年が経過した現在、多くの構造的な課題が浮き彫りになっています。特に1年ごとに任期が限定される雇用の不安定さや、専門的な業務を担いながらも年収水準が低く抑えられている実態は、公共サービスの質を維持する上で看過できない問題です。本制度の対象者の多くを女性が占めている現状を鑑みれば、これは単なる労働条件の問題に留まらず、社会的なジェンダー格差の固定化という側面も孕んでいます。

浜松市においても、図書館司書や保健師、保育士といった専門職が行政の最前線で基幹的な業務を担っており、これらの人材が持つ知識や経験は市民生活に不可欠な財産です。しかし、現在の制度下では、長年の経験が給与に適切に反映されない昇給上限の設定や、数年ごとの公募による心理的負担が、優秀な人材の定着を妨げる要因となっています。2024年度から勤勉手当の支給が可能になるなどの前進は見られますが、依然として「公立の職場」が不安定な雇用の供給源となっている実態については、本市議会としても真摯に向き合う必要があります。

一方で、現場の声を聴くと、この働き方を自身のライフスタイルに合った肯定的な選択として捉えている層が一定数存在することも事実です。フルタイムの正規職員としての重責を負うよりも、専門スキルを活かしながらワークライフバランスを重視して働きたいという主体的な動機は、現代の多様な働き方の一環として尊重されるべきものです。しかし、重要なのは「自ら選んだ働き方」であることと、「不合理な格差の放置」は別問題であるという点です。主体的に選択して働いている方々の満足度を維

持しつつ、同時に、この職種で生計を立て長期的なキャリアを望む職員が、将来への不安なく職務に邁進できる「複線的な制度設計」が求められています。

今後は浜松市議会議員として、専門職における適正な処遇の確保や、経験に応じた上限のない加算措置の実施を強く働きかけていく必要があります。また、不当な公募や振り分けの撤廃に向け、長期雇用を前提とした柔軟な運用を当局に求めるとともに、第三者的機関による客観的な労働実態調査の継続を提案します。公共サービスの担い手である職員が、その専門性や貢献度に見合った尊厳を持って働ける環境を整えることは、結果として市民に提供されるサービスの質を担保することに直結します。多様な価値観を認めつつ、誰もが安心して働ける「公共の場」としての市役所を実現するため、抜本的な制度改革と運用の是正に尽力してまいります。

⑤

2026/4/19

【パリテオンライン講習報告】

石井　陽子

研修：ジェンダー視点で政策を動かす（パリテアカデミー議員研修）
- 開催日：2026年3月16日　ZOOM　19:00～21:00
- 講師：田代美江子　氏
 （埼玉大学学術院教授）
 吉田徳史　氏
 （国立市政策経営部市長室　室長）
- 主なテーマ：包括的性教育を進める

【概要】

1. 包括的性教育（CSE）の概念と日本の現状

講義の前半では、埼玉大学の田代美江子教授により、日本における「性の権利」の不在と、包括的性教育の必要性が説かれました。

- 包括的性教育（CSE）とは：ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づき、科学的根拠、人権、ジェンダー平等、多様性の尊重を柱とした教育です。単なる知識の伝達ではなく、自分のからだや人生を人権に基づき主体的に決定する力を育むことを目指しています。
- 日本の課題と「はどめ規定」：日本の教育現場では、学習指導要領の「はどめ規定」（例：小学校で受精に至る過程は扱わない）や政治的介入により、性教育が停滞・後退してきた歴史があります。国連からもリプロダクティブ・ヘルス教育の確保を求める勧告を受けていますが、日本政府は「包括的性教育」という用語自体の受け入れを拒否している現状があります。
- 社会構造の問題：若者の性暴力被害や予期せぬ妊娠の背景には、劣悪な性的環境と教育の欠落があり、CSEの実現は子どもの権利やジェンダー平等を実現するための社会基盤であると強調されました。

2. 自治体における実践：東京都国立市の事例

後半では、国立市の吉田徳史氏より、CSEを実現するための土台となる政策と具体的な取り組みが紹介されました。

- 政策的土台の構築：国立市では「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」などの条例を制定し、アウティングの禁止や教育関係者の責務を明記しています。また、行政計画内に「包括的性教育」の実施を課題として掲げています。
- 具体的なアクション：
 - 制度の見直し：書類上の性別欄の廃止や、事実婚・市外在住者も対象とするパートナーシップ制度の導入。
 - 啓発と研修：職員や教員向けのSOGI（性的指向・性自認）研修の実施や、生理の貧困に対する生理用品の配布・研修。

:: 拠点の活用：「くにたち男女平等参画ステーション・パラソル」を拠点に、相談窓口の運営、学校への出前講座、SNSでの動画配信などを通じて、性的同意や境界線（バウンダリー）についての情報を発信しています。

結論

講義全体を通じて、包括的性教育は単なる「性の知識」の教育ではなく、「人権が大切にされる社会」を構築するための不可欠な事業であることが示されました。国レベルでの制度化が遅れる中、地方自治体や議員が市民社会と協働し、現場から政策を作っていくことの重要性が語られています。

【所感】

今回の講義を通じて、包括的性教育（CSE）が単なる知識の伝達ではなく、人権と自己決定権を基盤とした「より良く生きるための教育」であることを再認識しました。田代教授が指摘された「はどめ規定」による教育の萎縮は、若者の権利侵害に直結する深刻な課題です。これに対し、国立市が条例や計画の中に「包括的性教育」を明確に位置づけ、アウティング禁止や多様な性に関する具体的な施策を積み上げている点は、自治体が現場から社会を変えるための強力なモデルになると確信しました。

浜松市においては、すでに「あいホール」という男女共同参画の拠点が設立されており、国立市のパラソルと同様、市民の相談や啓発において重要な機能を果たしています。しかし、現状のあいホールが主に担っている「男女共同参画」や「キャリア支援」という枠組みをさらに一歩進め、パラソルのように「包括的性教育」や「SRHR（性と生殖に関する健康と権利）」の推進拠点としての機能をより鮮明に打ち出していくことが、今後の重要な視点になると考えています。

特に、国立市のように行政計画の主要課題として「包括的性教育」を掲げることで、あいホールが学校教育や地域活動とより有機的に連携し、性的同意や身体の境界線（バウンダリー）といったCSEの核心部分を、市民に直接届ける「情報の交差点」へと進化させる必要があります。

今後は、本市においてもCSEの視点を明文化するよう働きかけるとともに、あいホールが持つ既存のネットワークや専門性を最大限に活かし、単なる健康教育に留まらない「人権としての性教育」を浜松のスタンダードにしていくことが重要です。行政、教育現場、そして拠点が一体となり、一人ひとりの尊厳が守られる社会の構築に向けて、今回の学びを具体的な政策提言へと繋げてまいります。

広報費

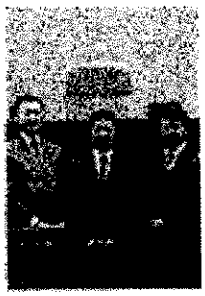
月	日	番号	摘要		支出	累計
5	23	1	杉山メディアサポート㈱	ｻｲﾄ管理料ﾘｰｽﾌﾟﾗｽ更新ﾌﾟﾗｲﾝ更新ﾍﾟｰｼﾞ更新料ﾘｰｽ(2025年5月-2026年3月分	121,000	121,000
			浜松磐田信用金庫	振込手数料	660	121,660
6	13		市内近接地旅費	4月分	518	122,178
7	1		市内近接地旅費	6月分	2,664	124,842
7	16	2	㈱NTTPCコミュニケーションズ	企業向けホスティングサービスWebARENA Suite X年払ﾉ初期ｰ月-翌3月の10ヵ月分)	20,743	145,585
7	16	3	㈱NTTPCコミュニケーションズ	企業向けホスティングサービスもっけてネット通販ﾌﾟﾗﾝ(1月ｰ翌3月の10ヶ月分)	6,600	152,185
9	3		市内近接地旅費	8月分	444	152,629
						152,629

広報費

月	日	番号	摘要		支出	累計
10	8		市内近接地旅費	9月分	740	740
12	2		市内近接地旅費	11月分	1,147	1,887
12	16	4	NTTPCコミュニケーションズ㈱	SSLサーバー証明書グローバルサインクイック証明（12月～3月）	12,760	14,647
1	20	5	中部印刷㈱	市民クラブ会報（新春A3チラシ制作、印刷、加工）	1,157,191	1,171,838
1	20			市民クラブ会報（折込料金）	1,028,907	2,200,745
1	20		浜松磐田信用金庫	振込手数料（10万円以上、窓口、当金庫宛て他店）	660	2,201,405
2	6		市内近接地旅費	1月分	1,776	2,203,181
2	17	6	日本郵便㈱	市民クラブ会報 レターパック代（10通）	4,300	2,207,481
2	24			市民クラブ会報 レターパック代（4通）	1,720	2,209,201
2	25			市民クラブ会報 レターパック代（1通）	430	2,209,631
2	23	7	ヤマト運輸㈱	市民クラブ会報 運賃（4通）	3,720	2,213,351
3	2		市内近接地旅費	2月分	2,587	2,215,938
						2,215,938

浜松市議会 市民クラブ

活動報告



2025年5月1日

役員交代

本日(令和7年5月1日)付で役員が交代します。　　新 旧 会　長 鈴木 眞人 北野谷 憲子 幹 事 長 花井 []

2025年2月14日

浜松市より回答

2024年10月16日に行いました市民クラブの政策提言に対して、2025年 2月12日に浜松市から回答がありました。内容は以下の通りです。 ＜提言と回答

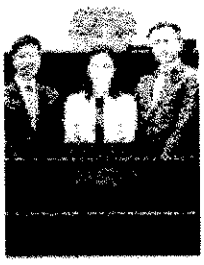


2024年10月16日

2025年度 市政運営に対する政策提言

2024.10.16. 私たち市民クラブは、「誰もが活躍でき、広く市民がウェルビーイングを感じられるための積極的な予算編成」を期待し、2025年度の市政運営における政策提言を本日（2024年10月16日(水)）行いました []

2024年4月1日



役員交代

本日(令和6年4月1日)付で役員が交代します。　　新 旧 会　長 北野谷 憲子 副会長 幹事長 岩田 邦彦 鈴木 眞人 政調会長 鈴木 眞人 副会 井伊

2024年3月13日

浜松市より回答

2023年10月25日に行いました市民クラブの政策提言に対して、2024年 2月9日に浜松市から回答がありました。内容は以下の通りです。＜提言と回答

浜松市議会 市民クラブ

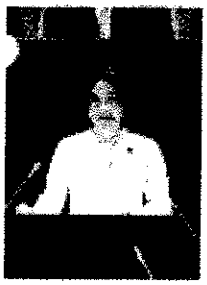
市議会報告



2025年9月25日

令和７年第３回 市議会定例会 一般質問(斉藤晴明議員)

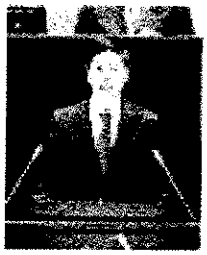
令和７年第３回浜松市議会定例会の一般質問が本日（９月25日(木)）行われ、斉藤晴明議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。 一般質問＆答弁　テーマ＜持続可能なまちづくり＞ １．財政について ２.[…]



2025年6月6日

令和７年第２回 市議会定例会 一般質問(北野谷富子議員)

令和７年第２回浜松市議会定例会の一般質問が本日（6月６日(金)）行われ、北野谷富子議員(浜名区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。 一般質問＆答弁 １．学校給食の充実について ２．浜松版水の推進について ３．福祉の充[…]



2025年6月5日

令和７年第２回 市議会定例会 代表質問(鈴木真人議員)

令和７年第２回市議会定例会の代表質問が本日（6月５日(木)）行われ、鈴木真人議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。 一般質問＆答弁 １．市政運営と財政について ２．こどもまんなか社会に向けた子ども施策[…]



2025年3月7日

令和７年 第1回市議会定例会 一般質問(石津陽子議員)

令和７年第１回市議会定例会の一般質問が本日（３月７日(金)）行われ、石津陽子議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。 一般質問＆答弁 １．市民の安全を守る環境について ２．サーフィン国際大会誘致について[…]



2024年12月9日

令和６年 第4回市議会定例会 一般質問(花井洋介議員)

令和６年 第4回市議会定例会の一般質問が本日（12月9日(月)）行われ、花井洋介議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。 一般質問＆答弁 １．人口から広げる交流を基盤の強化について ２．Go！みんなで4[…]

浜松市議会 市民クラブ

重点政策

市民クラブの重点政策

1. 地域主権を推進し、創造性豊かなまちづくり・効率的な行政を推進します。
2. 財政の健全化や、複雑でタテ割化した行政機構などを改革するため、組織機構の縮小やムダの排除を進めるとともに、自主財源確保の取り組みや国との税源分配是正などの行財政改革を積極的に推進します。
3. 市民生活を豊かにするためには、産業の振興が不可欠であり、国際競争力のあるバランスのとれた産業振興を積極的に推進し、雇用の確保を図ります。
4. 住みよいまちづくりのために、公共交通機関の充実など生活環境の整備推進を積極的に推進します。但し、開発に当たっては、自然環境保護を考慮し進めます。
5. 人間尊重を基本に、多文化共生社会や男女共同参画社会を推進します。
6. 高齢者や障がい者など、社会的弱者に対するいたわりの政策を推進するとともに、外国人も含めたすべての人に対応するユニバーサルデザインのまちづくりと、少子高齢化時代に対応する、福祉制度の充実を積極的に推進します。
7. 地球環境保全は、人類に課せられた大きな課題であり、森林や河川などの自然環境を保全するとともに、省資源・省エネルギー型社会を構築し、ごみの減量や資源物のリサイクル推進などの環境保護の活動を積極的に推進します。
8. 次代を担う青少年の健全育成は、重要な課題であり、青少年健全育成のため、学校制度の改革や人づくりの施策を積極的に推進します。
9. 市民生活を豊かにするためには、音楽、芸術、スポーツ、郷土芸能などの文化振興が大切であり、市民文化を振興するため、参加機会の拡大や施設の充実を積極的に推進します。
10. 平和は市民生活の礎であり、国連を中心とした、すべての国との平和外交を推進することを支持します。但し、外交・防衛問題は国政であり、地方議会へは政治を持ち込まないことを原則とします。
11. 安全・安心で活力あるまちづくりに向け、地震や風水害、気象災害など、自然災害に対するハード対策と、市民の防災意識を高めるソフト対策を推進します。

HOME
活動報告
市議会報告
会派
重点政策
名簿掲載等
会派スケジュール
アクセス
プライバシーポリシー
お問い合わせ
・浜松市子育て情報サイト
・浜松市
・浜松市議会

浜松市議会 市民クラブ

活動報告

2023年5月1日 shimin-club

役員交代

本日(令和7年5月1日)付で役員が交代します。



	新	旧
会　長	鈴木 真人	北野尚 恵子
幹事長	花井 洋介	岩田 邦泰
政調会長	岩田 邦泰	鈴木 真人

令和7年

浜松市議会 市民クラブ

所属議員紹介



【会　　長】　鈴木眞人

【幹 事 長】　花井洋介

【政調会長】　岩田邦泰

斉藤晴明

北野谷富子

石津陽子

大城七瀬

鈴木真人【会長】



氏名	鈴木真人（すずき まさと）
年齢	66歳
選挙区	中央区
期数	2期
所属委員会	・総務委員会 ・非乃劇生特別委員会(委員長) ・浜松市議会 政務活動視察会委員 ・浜松市議員政務調査費委員会委員
その他情報	・鈴木まさと ブログ ・鈴木まさと フェイスブックページ ・鈴木まさと Instagram

所属議員紹介

鈴木真人【会長】

生田恵介【副議長】

関口昌幸【政調会長】

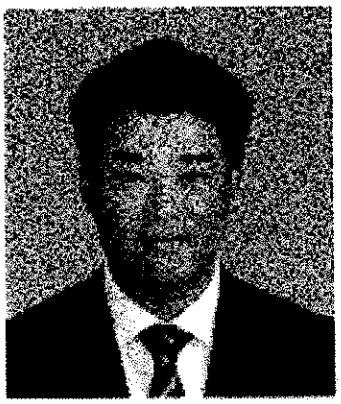
斉藤義明

北野祐奈子

鳥井雅士

大場広通

花井洋介【幹事長】



氏名	花井洋介（はない ようすけ）
年齢	45歳
選挙区	中央区
期数	1期
所属委員会	・市民文教委員会 ・地方創生特別委員会 ・浜松市社会福祉審議会委員
その他情報	・はない洋介 2022 ・はない洋介 フェイスブック ・はない洋介 Instagram

所属議員紹介

鈴木康人【会派】

花井洋介【幹事長】

岩田和幸【政調会長】

[illegible]

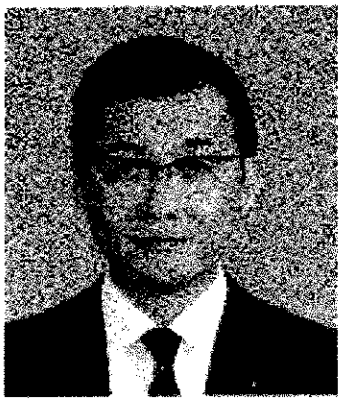
北野谷深志

[illegible]

大場仁雄

岩田邦泰【政調会長】

岩田邦泰【政調会長】



氏名	岩田邦泰（いわた くにやす）
年齢	57歳
選挙区	中央区
期数	2期
所属委員会	・議会運営委員会(副委員長) ・議会改革検討会議 ・環境経済委員会(委員長) ・大都市制度・行財政改革特別委員会
その他情報	・岩田くにやすフェイスブックページ ・岩田くにやすインスタグラム

所属議員紹介

鈴木康之【会派】

花井洋介【幹事長】

岩田邦泰【政調会長】

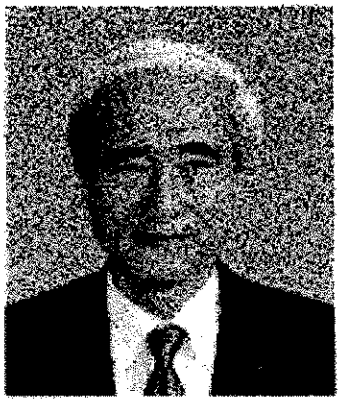
斉藤裕理

北原宏高王

仁理隆之

古城士典

斉藤晴明



氏名	斉藤晴明（さいとう はるあき）
年齢	59歳
選挙区	中央区
期数	3期
所属委員会	・厚生保健委員会 ・大規模公共施設建設特別委員会 ・浜名湖ボートレース企業団議会 議員
その他情報	

所属議員紹介

筑主議人【会長】

[illegible]【副議長】

[illegible]【政調会長】

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

北野谷富子



氏名	北野谷富子（きたのやふくこ）
年齢	41歳
選挙区	浜名区
期数	3期
所属委員会	・環境経済委員会 ・危機管理・交通政策特別委員会
その他情報	・北野谷富子（facebook） ・北野谷ふくこ フェイスブック

所属議員紹介

鈴木真人【会派】

石井洋介【幹事長】

斉田正登【政策会長】

斉藤裕哉

北野谷富子

杉浦順子

大場土建

石津陽子



氏名	石津陽子（いしづようこ）
年齢	47歳
選挙区	中央区
期数	1期
所属委員会	・建設消防委員会 ・危機管理・交通政策特別委員会 ・浜松市都市計画審議会 委員
その他情報	・石津陽子 Instagram ・石津陽子 フェイスブック

所属議員紹介

鈴木恵人（会長）

[illegible]

[illegible]

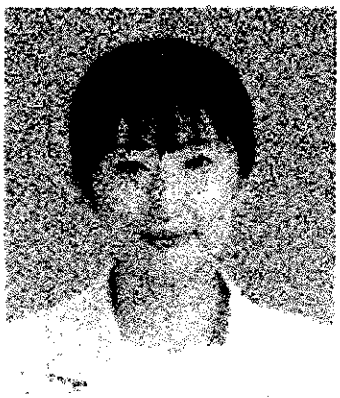
[illegible]

[illegible]

[illegible]

大場七瀬

大城七瀬



氏名	大城七瀬（おおしろ ななせ）
年齢	42歳
選挙区	中央区
期数	1期
所属委員会	・市民文教委員会 ・大型公共施設建設特別委員会
その他情報	・大城ななせ Instagram

所属議員紹介

市議会報告

投稿者: 浜松市議会　市民クラブ 投稿日時: 2025年6月6日 9:17:40 AM

令和７年第２回 市議会定例会 代表質問(鈴木真人議員)

令和７年第２回市議会定例会の代表質問が本日（６月５日(木)）行われ、鈴木真人議員(中央区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。

⇒質問&答弁

1．市政運営と財政について
2．こどもまんなか社会に向けた子どもの権利に係る取り組みについて
3．不登校を経験した児童生徒の社会的自立に向けた支援について
4．経済的生活困窮事業について
5．もうかる農業の future の実現に向けて
6．大規模災害からの復旧・復興に向けた取り組みについて
7．カスタマーハラスメント防止対策について

⇒資料









アーカイブ

令和７年 第２回浜松市議会定例会
代表質問及び浜松市答弁

質問者　市民クラブ　鈴木貴人

質問	答弁
１　市政運営と財政について 本年３月に中期財政見通しが公表され、令和７年度施政方針では、中期的な財政見通しを踏まえ、市民満足度向上のための必要な投資と、市債の適切な管理を両立した、しなやかな財政運営を進めると表明された。 そこで、以下伺う。 (1) 財政見通しで設定された管理指標である将来負担比率及び実質公債費比率は、類似政令指定都市との比較としているが、具体的な目標数値を設定する考えはないか伺う。 (2) トランプ政権の関税政策による様々な影響が出ているが、以下伺う。 ア　企業業績の悪化が多くの企業から公表されているが、本市の市税収入への影響について伺う。 イ　米国の関税政策による金融市場の混乱を受け、本市の起債への影響と、今後の対応策について伺う。	**１(1) 中野市長** 本年３月に公表した中期財政見通しにおいては、財政状況を網羅的に管理するため、債務と財源の関係が整理されている全国共通の指標である健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率を管理指標として設定した。健全化判断比率には、自治体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断する基準が定められており、将来負担比率には早期健全化基準が、実質公債費比率には早期健全化基準と財政再生基準が定められている。この比率が一定基準に達しない場合は自治体の財政は健全であると判断されるとともに、早期健全化基準以下の健全段階において、財政運営上最適であるという基準はない。一方で、健全化判断比率は、他団体と比較することにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義があり、現状において健全化判断比率は、類似政令指定都市と比較しても非常に良好な数値で、客観的にも健全な状態であると評価できる。今後見込まれる、成長に必要な投資や資産老朽化対策と、健全財政をバランスよく両立し、機動的でしなやかな財政運営を進めるため、各指標の数値について、具体的な数値目標は定めず、類似政令指定都市平均以下を維持することとしたものである。 **１(2)ア 村上税務担当部長** 米国の関税政策が本年４月から始まり、多くの企業で今後の見通しを懸念している中、製造業が盛んな本市においても、法人市民税への影響が想定される。企業の収益が税収に影響する時期としては、本年４月以降の関税政策適用後に事業年度が終了する、本年度後半から、主には来年度と見込んでいる。これは、本市の主要企業の約７割が３月期決算であり、事業年度終了後のいわゆる決算から原則２か月後までに確定申告を行うことによるものである。加えて、この際の法人市民税の納付額は、確定した法人税額から、当該事業年度の中間期に前年度の確定法人税額の２分の１を納付した予定申告との差額となるので、前年度との企業収益の差が大きいほど一層の減収となるといった要因もある。いずれにしても、現在、国家間において対象税率を含めた交渉がなされているので、引き続き企業収益の見通しなど、情報収集に努めていく。 **１(2)イ 鈴木財務部長** 米国の関税政策を受け、国債の金利や為替については不安定な局面が見られ、地方債市場においても、金利の急激な変動が起きた。本市においては、この間、国債金利と連動性が高い市場公募債を発行していないため、大きな影響はなかった。市場環境を正確に予測することはできな

質問	答弁
	いが、今後の市場環境によっては金利水準の急激な変動や、地方債に関するリスクの拡大による需要の減少などが想定される。本市では、引き続き市場動向を注視するとともに、金融機関との情報共有を密にすることにより、地方債の発行環境を的確に把握していく。さらに、政府資金や銀行等引受債、市場公募債など資金調達の多様化に加え、借入時期の分散化を適切に行い、不透明な環境下でも必要な資金を安定的かつ確実に確保できるよう努めていく。
2　こどもまんなか社会に向けた子どもの権利に係る取り組みについて 第４次浜松市教育総合計画では、「自分らしさを大切にするこども」が目指すこどもの姿として掲げられている。「自分らしさ」とは、自分の考えを持つこと、自己肯定感などと表現され、教育現場においてもこども基本法で求めているこどもの意見表明や子どもの権利が重要になっていると考える。 また、本年４月に施行された浜松市こども計画においても、子どもの権利を守ることが目標として示されている。そのため、子どもの権利はこども自身に加え、保護者、教職員、市民も含めてこどもに関わるすべての関係者が理解すべき重要なことと考える。 そこで、以下伺う。 (1) 令和５年12月に閣議決定されたこども大綱で述べられている、学校をこどもにとって大切な居場所とするために、意見表明の機会などを含めて学校教育の現場で大切にしていることの現状や今後の取り組みについて伺う。 (2) 令和４年に改訂された生徒指導提要では、教職員、児童生徒、	2(1) 野秋教育長 学校教育では、子供の人格形成や自立を促すために、自分の意見や考えを述べること、他者との対話や議論を通じて考える機会をもつことを大切にしてきた。2023 年４月施行のこども基本法では、基本理念の中で、年齢や発達段階に応じた意見表明の機会の確保や、子供の意見の尊重などが謳われている。こうしたことから、教育委員会では、第４次浜松教育総合計画の策定のほか、部活動の地域移行や、中学校における制服の見直しについて、児童生徒から意見を聴取し、検討を進めるうえでの参考としている。また、学校では、生徒会が中心となって校則改定案を作成したり、全校集会の場で校則について意見交換したりするなど、生徒主体による取り組みが進められている。今後も引き続き、学校は子供たちにとって大切な居場所の一つであるとの認識のもと、子供たちがより良い学校づくりや、社会づくりへ主体的に参画できる機会を増やすことで自律性や主体性を育み、自分が社会や学校に必要な価値ある存在であるという自覚の醸成につなげていく。 2(2) 吉積学校教育部長 子どもの権利の理解につきましては、生徒指導提要に「基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われること」とあるとおり、全ての教育活動において大切であると認識している。そのため、各学校では、「静岡県人権教育の手引き」も活用し、社会科や道徳、特別活動等で指導している。教職員に対しましては、人権教育担当者だけでなく、校長のほか、初任者にも人権教育研修を位置付けている。また、保護者や地域の方に対しては、学校便りやブログ等を通じ、人権教育の取組を発信している。本市では、現在、子どもの権利に関する条例について検討が進められていることから、子どもが権利の主体であることを社会全体で共有できるよう、こども家庭部とも連携し、学校、保護者や地域への更なる理解促進に取り組んでいく。次に、書籍の配架、教材の利活用について、子どもの権利に関する絵本、カルタやすごろくなどは、子供が権利を身近に感じ、楽しみながら学ぶことができる有効な教材である。今後は、学校図書館に子どもの権利に関する学習コーナーを設けるなど、環境の整備についても検討し、理解を高めていく。

質問	答弁
保護者、地域の人々等にとって子どもの権利について理解が必須とされているが、その取り組み状況について伺う。 また、今後、子どもの権利の理解を進めるために、子どもの権利に関する書籍の小中学校図書室への配架、子どもの権利を題材としたかるたやすごろくなどの教材の利活用について伺う。 (3) 浜松市こども計画の施行を受けて、こどもが権利の主体であることを含めて人権啓発センターとして子どもの権利に関する啓発を積極的に行うべきと考える。子どもの権利に関する書籍の配架と合わせて、今後の啓発の取り組みについて伺う。 (4) 言葉を話せない乳幼児の泣き声や表情などがこどもの意見表明とも言われている中で、妊娠段階から子どもの権利の理解促進に向けて親子健康手帳（母子健康手帳）への子どもの権利の記載について伺う。	**2(3) 小松健康福祉部長** 本年度からスタートした浜松市こども計画では、こどもが生まれながらに権利の主体であることを周知するとともに、こども・若者が自らの権利について学び、社会全体で理解を深めていくことが、重要とされている。また、その施策の柱の一つに「こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進」が掲げられ、人権啓発センターの取り組みも盛り込まれている。本年スタートした第3次浜松市人権施策推進計画においても「こどもをめぐる人権」を施策の一つとして掲げており、人権啓発センターでは、幼稚園・小中学校の保護者を対象とした講座の実施や、幼児・児童を対象とした絵本等の作成など、啓発に取り組んでいるところである。今後は、「こどもアドボカシー」をはじめとするこどもの権利に関する書籍の充実を図るとともに、様々なイベント、講座、研修会等における啓発活動を通じて、こどもの権利が地域社会において理解が深まるよう取り組んでいく。 **2(4) 平野医療担当部長** 親子健康手帳は、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であり、母子ともに生涯にわたる健康づくりの大切な記録である。記載内容については、妊娠中の経過や乳幼児期の健康診査、予防接種の記録など府令様式と言われる全国共通の内容と、市町村の判断で掲載可能な任意様式で構成されている。本市では、届出をした妊婦に対し、親子健康手帳を、母子の健康管理やこどもの成長記録として活用できるよう、保健師及び助産師による面接により交付を行っている。親子健康手帳に、こどもの権利条約について記載することは、妊娠期から妊婦のみならずその家族に、こどもの権利についての理解を促し、これから生まれてくるこどもの命を守るとともに、誕生後は、こどもが一人の人間として大切にされ成長し、こども自身も、自らのことについて意見を表すなど、自分らしく生きることにつながると考える。今後は、こどもやその保護者などが、こどもの権利について理解を深めることができるよう、親子健康手帳への記載について、記載内容等を含め検討していく。
3　不登校を経験した児童生徒の社会的自立に向けた支援について 本年2月17日の浜松市総合教育会議において、こどもの社会的自立に向けた不登校児童生徒に対する支援が協議され、中学校における不登校生徒の49%が通信・サポート校に進学しているとの報告があった。一方で、	**3 野田こども家庭部長** 本市における不登校の児童・生徒数が増加傾向にあるなか、不登校を経験した若者の成長や自立を支援し、地域社会の担い手を育成することは、大変重要であると認識している。こうしたことから、「浜松市若者支援地域協議会」では、国・県・市や民間の関係機関が連携して個別に支援内容を検討するほか、静岡県教育委員会と共催で開催する「子ども・若者の悩みに個別に応じる合同相談会」では、不登校やひきこもり等の相談に応じている。また、昨年10月に開設した「浜松市こども若者総合相談センターわかばプラス」では、不登校を経験した若者を含め、昨年度は179人から相談があり、個々の実情に応じた面談や交流ができる居

質問	答弁
市内の通信制高校の一つであるD高校では、高校1年生入学時は約70名の生徒が卒業時には140名まで増える状況にあり、不登校を経験した生徒の中には自分に自信が持てない生徒がいて、社会人として自立に向けた支援が必要な状況にある。 また、浜松市総合計画基本計画では、若者の成長や自立を支える環境づくりの推進として、個々の状況に応じた伴走型の支援や居場所づくりなどにより成長や自立を支え、未来の浜松を担う若者を支援するとされている。 不登校経験などにより、自分に自信が持てない若者の社会的な自立に向けた支援が必要と考えるが、庁内外の支援体制や他者との交流に加えて働く体験もできる活場所づくりなどの現状と今後の対応について伺う。	場所の提供等に取り組んでいる。これらの取組のほか、不安や悩みなどを抱える若者に、民間事業者等の協力を得て、職場体験活動やボランティア活動の場を提供する「青少年支援体験活動事業」を実施した。不登校経験などにより、自分に自信が持てない若者の社会的な自立に向けた支援には、庁内外の関係機関との連携や、職場体験等ができる多様な居場所の提供が欠かせない。今後も、様々な支援機関や団体と連携を図り、サポート体制を強化するとともに、当事者の声を聴き、誰もが安心して過ごすことができる居場所を提供することで、若者の成長と自立を支援していく。
4　妊産婦等生活援助事業について 国は、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業の整備を決めた。 本市においても市民団体が行っている女性の居場所・相談の活動を通じて、この事業を必要としている方がいる実態がわかった。 そこで、本市における妊産婦等生活援助事業の実施に向けた	**4　野田こども家庭部長** 本市では、思いがけない妊娠や10代の妊娠など、悩みを一人で抱え、孤立する妊婦等が気軽に相談できる妊娠ＳＯＳ相談ダイヤルを2011年12月に設置し、早期の相談支援に取り組んでいる。また、昨年度においては、産婦人科への受診遅れや、身寄りが無く転居を繰り返し居住地がまらない妊婦、経済的に困窮している妊婦など、安全安心な妊娠生活や出産を迎えることに困難を抱える特定妊婦を62人確認した。そのため、こども家庭センターの保健師等による家庭訪問や医療機関への同行受診に加え、養育支援訪問員による専門性の高い支援を導入し、産科医療機関や福祉事業所、児童相談所等と連携を図りながら丁寧に継続的な支援を実施している。国においては、昨年4月施行の改正児童福祉法により妊産婦等生活援助事業が創設された。特定妊婦等が安全に妊娠生活を送り、出産を迎え、安心した環境で子育てができるよう支援を行うことは、児童虐待を防止するために大変重要と認識している。今後は、妊娠ＳＯＳ相談ダイヤルや特定妊婦からの相談内容、および女性の相談支援を行っている民間団体の活動状況からニーズを把握し、特定妊婦や出産後の母子が専門的な相談支援を受けながら安全安心に生活できる居場所の設

質問	答弁
考えについて伺う。	置について検討していく。
5　もうかる農業の将来像の実現に向けて 本年4月に豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現を基本理念とする新たな「浜松市農業振興ビジョン」が施行された。本年3月に策定された地域計画にて優良農地の確保が進められつつある中、本ビジョンでは、認定新規就農経営体数の増加を指標に、さらなる新規就農者の確保に加え、企業の農業参入や外国人材の活用など、多様な農業の担い手確保が求められている。 そこで、以下伺う。	5(1)(2)(3)(4)(5)(6)　下位農林水産担当部長 (1)農業経営や技術指導、市内各地域の営農状況に精通している農業協同組合との連携は、就農希望から営農開始後の様々な段階において新規就農者への支援を進めるにあたり、必要不可欠なものと考えている。こうしたことから、農業協同組合や県との連携により、ワンストップの合同相談の機会を設け、認定新規就農者に対して、経営ノウハウや技術の習得、農地の確保などの課題について、相談できるサポート体制を整えるなどの取組を進めている。本年度は、就農希望者との相談内容を共有する仕組みづくりの検討など、農業協同組合などの関係機関とのさらなる連携強化に努めていく。
(1) 新規就農者支援として県・市・関係機関で相談窓口などのワンストップ支援を行っているとあるが、認定新規就農者の申請は市が受け付け、園芸施設も含めた農地情報は農業協同組合が持つなど個別での対応が見られる。市と農業協同組合のさらなる連携について伺う。	(2)直近の2020年農林業センサスによると、本市の総農家数は、10年前との比較で約3割減少しており、次代の担い手確保が喫緊の課題となっている。このため、本市独自の支援策として、2022年度より支援相談員を配置し、就農希望者の相談に応じるほか、「地域農業パワーアップ支援事業」により、認定新規就農者向けに施設や設備の導入助成を行っている。本年度は、国、県、市の支援制度を分かりやすく説明した手引きを新たに作成するなど、相談に来られる方のニーズに合ったきめ細やかで迅速な支援ができるよう努めていく。
(2) 本市としての独自の新規就農者への支援制度について伺う。	(3)市への電話や窓口などでの就農希望者の相談件数は、2022年度からの3年間で延べ184件となっており、そこから38人の方が認定新規就農者になっている。新規就農者のさらなる創出には、こうした相談に導くために、農業の魅力や本市農業の状況、支援制度を紹介していく必要がある。現在、本市では、ホームページで、農産物や農業支援制度などの紹介をしているほか、インスタグラムの本市公式アカウントである「はまのう」や浜松市認定農業者協議会のLINEなどのSNSで旬の農産物や各種農業関連イベントなどの情報発信をしている。今後は、農業協同組合や浜松市認定農業者協議会などの関係機関と連携し、ホームページやSNSでの発信について、新規就農者の体験談や営農候補地である遊休農地の情報の充実を図るとともに、若者に農業への関心を持ってもらうような情報発信に努めていく。
(3) 農業に興味・関心を持ってもらい、本市で農業を始めたいという人を増やすために、本市の農業の魅力を含めてこれまでに本市で新規就農した方の体験談をSNSで発信するなど新たな取り組みについて伺う。	(4)企業の農業参入は、作業の効率化による生産性向上や新規雇用創出といった効果が期待されている。本市としても、農地の集積・集約を進めることで優良農地を確保するなど、企業の参入にもつながる環境整備に取り組んできた。現在、村櫛保全地区では、国内外で大規模農場を展開する株式会社サラダボウルによる次世代園芸施設の整備事業が進んでいる。本事業では、農地の有効活用や人材不足等の課題解決を図るため、AI等の先端技術を導入するとともに、市が法手続きや関係機関との調整を支援するなど、企業と地元、市の三者が連携し、ノウハウの共有や約250人の雇用を生み出すことで地域活性化を図る農業の新しいカタチを
(4) 地域計画で確保した優良農地活用の一つとして、新たな就農事業者として他県・市で事業展開を行っている企業を誘致する考えについて伺う。	

質問	答弁
(5) 静岡県は組織化への対応として、しずおかアボカド産地化プロジェクト推進事業費を今年度当初予算に盛り込んだ。本市におけるしずおかアボカド産地化への考えを伺う。 (6) 地域計画策定の話し合いの中で、農業用水のインフラ老朽化を心配する声がある。国営三方原用水、大井川下流用水の補修工事が推進されているが、末端農業用水インフラの老朽化への本市の対応について伺う。	目指している。今後においても、農業に積極的に取り組む企業の調査を行うとともに、耕作農地の確保を通じて、市内外の企業の誘致を図っていく。 (5) 地球温暖化による気候変動の農業分野への影響として、病害虫の発生や品質低下、生育不良などが想定され、「しずおかアボカド産地化プロジェクト推進事業」はこうした気候変動に対応する取組として静岡県が行うものと承知している。本事業は、幼木の安定生育の栽培試験や実証など栽培技術の確立、ブランド化に向けた研究やAIを活用した選果技術の開発を目指すもので、果樹研究センターなど農業分野の研究機関を有する県の取組として注目している。本市としては、実施にあたり栽培試験の候補地の選定などに協力していくとともに、気候変動を踏まえた本市農業の今後のあり方についても情報収集、研究を進めていく。 (6) 農業用水インフラは、国営事業などで造成された幹線と、農地を結ぶ支線が一体となることで機能が発揮され、その多くが土地改良区などの農業者団体を中心に管理・運用されている。施設の多くは、建設後40以上が経過しているため、国営事業などの耐震・老朽化対策の推進とともに、末端部分についても機能維持のための対策を講じる必要がある。本市では、予期しない損傷に対する局部補修とあわせ、機能診断結果に基づいた計画的な補修・更新を進めており、土地改良区が管理する施設についても、地域の実情に応じた助言や技術指導などを通じ、施設の機能維持を促してきた。市内の計画的な老朽化対策につきましては、浜松市西部土地改良区で2012年から2017年に実施したほか、2020年から浜北土地改良区で着手している。また、市が管理している和田・中ノ町地区の水路についても2022年度から事業を進めている。本市としては、引き続き、農業者団体と連携を密にして、国庫補助事業等の活用による団体の負担軽減を図りつつ、老朽化対策を推進することで、農業用水の安定供給に努めていく。
6　大規模災害からの復旧・復興に向けた取り組みについて 令和6年能登半島地震において、本市は珠洲市の対口支援として、応急期（発災直後）から復旧期にかけて、総括支援、物資管理業務支援、避難所運営支援等の全12業務の支援を行った。その中で関係機関会同会議にNPO、ボランティア団体が参加することで避難所や被災者の状況が把握できたとの報告があった。一方、避難所運営支援	**6 (1) (2) 清水危機管理監** (1) 能登半島地震の被災地では、炊き出しや物資の個別配達、家財道具の運び出し、交流イベントなど、多くのNPOやボランティア団体が被災者のニーズにあわせて支援を行っている。このことから、被災自治体が専門性や迅速性を有した多種多様な支援団体と連携して災害対応に当たることは、被災者支援を行う上で重要であるとともに、国は、支援活動を円滑に進めるため、支援団体同士を繋ぐ調整役として災害中間支援組織の育成・整備を図っている。本市は、静岡県第4次地震被害想定において県内市町の中で最も被害が大きく、被災した場合は、市内のNPOなどに加え、市外の建設業や医療系の専門職団体も数多く支援に来ることが予想される。このため、全国で活動するNPOとの繋がりや本市の地域特性などに精通した災害中間支援組織が必要になると考えている。こうしたことから、市内の実績ある支援団体と協議を重ね、災害時に行政の手

質問	答弁
では、各避難所の運営支援に、想定以上の職員を配備しなければならなかったとの報告があった。 そこで、以下伺う。 (1) 国が昨年11月に公表した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」の報告書では、ＮＰＯや民間企業・ボランティア等の方を最大限活かすための体制整備として、災害中間支援組織の設置などが提言されている。そこで、本市における災害中間支援組織の体制整備の考え方について伺う。 (2) 岡崎市では、市の職員の到着を待たずに避難所開設ができるように、行動手順書、見取り図等がラミネート加工されたアクションカード、避難者情報の記載用紙、筆記用具、スタッフを示すビブスなどの避難所の初期準備に必要なマニュアル・備品一式を入れたファーストミッションボックスを全ての指定避難所に設置している。本市におけるファーストミッションボックスの取り組みについて伺う。	の届きにくい分野も含めて被災者支援が行えるように災害中間支援組織の体制構築を推進していく。 (2) 本市の避難所には「浜松市避難所運営マニュアル」をはじめ、筆記用具や案内看板、ビブスなど開設・運営に必要な資機材一式をプラスチックボックスにまとめ、配備している。災害発生直後には、避難所に駆け付けた自主防災隊などの関係者が、それらの資機材を活用し、避難所開設にあたる。議員指摘のとおり、速やかに避難所運営の初動対応ができるよう、やるべき任務を記載したチェックリストと指示書をあらかじめ用意しておくことが有効だと考える。今後、本市としましては、「浜松市避難所運営マニュアル」の中から、避難所開設の初動時に特に必要な施設の安全確認、トイレの設置と利用方法の周知などの項目を抜粋して「アクションカード」を作成し、これに指示書を加えてファーストミッションボックスとして配備していく。併せて、地域防災連携連絡会や避難所運営訓練の際には、地域の皆様にボックスの内容を周知し、速やかな避難所開設ができるよう取り組んでいく。
7　カスタマーハラスメント防止対策について 近年、カスタマーハラスメント（カスハラ）は社会問題化しており、民間企業では業務に支障をきたす場合があるなど社会的影響が看過できない状況にある。そして、カスハラは働く人たちの意欲を大きく減退させ、健康にも悪影響をもたらし、ひどい場合には退職にまで追い込	**7 (1)(2)　北嶋産業部長** (1) 顧客による理不尽な要求を受けるカスタマーハラスメントは、昨今、社会問題として大きく取り上げられることが増えており、労働者の意欲低下や健康被害、さらには退職に至るケースもあるなど、看過できない状況にあると認識している。現在、国においてカスタマーハラスメント防止策を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正が国会で審議されている。静岡県ではカスタマーハラスメント防止のための条例の制定が検討されていて、本市もその適用の範囲になるものと認識している。カスタマーハラスメントの対策は、全国で統一的な取り扱いが必要であると考えているので、本市独自の条例制定については、今後公表される静岡県の条例の内容を確認するとともに、他都市の状況等の情報収集を

質問	答弁
まれてしまう状況にもある。 労働組合の産業別組織であるＵＡゼンセンの調査によれば、サービス業に従事する組合員のうち、５割弱の方が２年以内にカスハラの被害にあったと回答している。本市においても販売に従事する方から、「暴言」、「説教など、威圧的な態度」、「威嚇・脅迫」などがあり、業務に支障をきたす場面があったと聞いた。 そこで、以下伺う。 (1) カスハラ防止の実効性を高めるために、本市独自でカスタマーハラスメント防止条例を制定すべきと考えるが、いかがか伺う。 (2) 市内民間事業者に対して、カスハラに対応するための対策、カスハラ予防に向けた啓発、従業員の相談体制の整備など行政からの働きかけについて伺う。	行いながら、必要性について検討していく。 (2) カスタマーハラスメントを含む労働相談につきましては、毎週月曜から土曜日には静岡労働局や静岡県による相談窓口が設けられており、毎週日曜日には本市独自の取り組みとして、浜松市勤労会館内に相談窓口を設け、社会保険労務士による相談を行っている。昨年度における市内での相談件数は約5,000件あり、職場での上司や同僚等との人間関係や事業主との雇用面に関する相談が大半となっている。現時点においては、カスタマーハラスメントに関する相談件数は他の労働相談に比べ少ない状況にあるが、今後は増加することが考えられることから、関係機関との連携による情報交換や相談員のスキルアップに努めるなど、相談者に寄り添った対応ができるよう体制整備を進めていく。また、事業主に対しては、カスタマーハラスメントへの対応状況の確認を行うとともに、国のマニュアルや各種対策・予防に関する情報を提供するセミナーの開催のほか、ポスターやチラシなどの啓発用媒体による周知も検討していく。これらの取り組みを通じて、カスタマーハラスメントのない労働者がいきいきと活躍できる就労環境の実現を目指していく。

浜松市こども計画(抜粋)

5 こどもの権利

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中全てのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。この条約は平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

こども基本法は、子どもの権利条約の４原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。

→ 本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方に基づき施策を推進します。

子どもの権利条約 ４つの原則

差別の禁止
（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益
（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利
（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重
（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

6 ＳＤＧｓとの関連

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットが定められました。

本市においては、平成30（2018）年６月に「ＳＤＧｓ未来都市」に認定され、ＳＤＧｓの達成に向けた取組を進めています。本計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、ＳＤＧｓの視点をもって各種施策を推進していきます。



資料2

令和7年度 静岡県人権教育の手引き （抜粋）

2 子どもの人権 （子どもの権利条約、こども基本法、しずおかこども幸せプラン）

子どもの人権に関する重要な法令や施策を紹介します。まず、「子どもの権利条約」は、国際的な視点から子どもの権利を保障し、尊重することを求めています。また、「こども基本法」は、子どもがもつ権利を明確にし、健全な成長と発達を支援するための基本的な枠組です。

◆「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元年11月国連採択、平成6年4月日本批准）

「児童の権利に関する条約」は、「子どもの権利条約」とも呼ばれ、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。児童生徒の基本的人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められます。

文科省HP
児童の権利に関する条約

4つの原則

1 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
3 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
4 差別の禁止（差別のないこと）

◆「こども基本法」（令和5年4月施行）

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会をめざして、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました。「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

こども家庭庁HP
こども基本法

こども施策 6つの基本理念

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

「しずおかこども幸せプラン」を策定 こども施策を一元的に推進します！（令和7～11年度）

静岡県では、子ども施策として、新たに「しずおかこども幸せプラン」を策定しました。本計画は、「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を図る考え方を大切にしています。また、「ふじのくに若い翼プラン」と「ふじさんっこ応援プラン」の考え方を継承し、両プランの施策を一元的に推進していくことで、こども・若者を、ライフステージを通じて切れ目なく支援していきます。

注：表記について／条約や法律等により、リーフレット上の表記が異なります。（「子ども」、「こども」、「全て」、「すべて」等）

資料3

第4次浜松市教育総合計画

計画期間　2025(令和7)年度～2034(令和16)年度

基本理念

描く夢や未来の実現

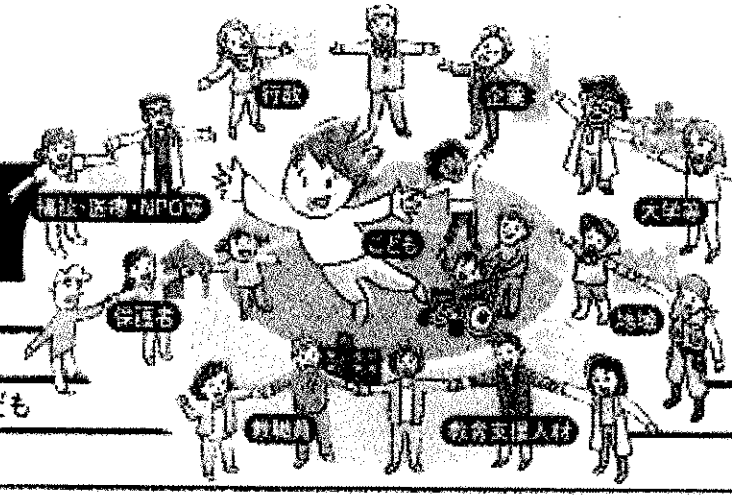
多様性・包摂性　一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重しあいながら、誰もが活躍できる環境を実現していく

主体性

物事を自分事としてとらえ、目前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて粘り強く取り組む

信頼・協働

それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、協働したり、相互に作用したりして、よりよい関係性を構築していく



目指すこどもの姿

- 自分らしさを大切にするこども
- 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

目指す教職員の姿

- こどもの自分らしさを受け止める教職員
- 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- 専門性と指導力を磨き続ける教職員

方針Ⅰ　自分や浜松の未来を創る人づくり

施策1　未来の創り手に求められる力の育成

- ①確かな学力の育成
- ②豊かな心の育成
- ③健やかな心身の育成
- ④グローカル人材の育成
- ⑤情報活用能力の育成
- ⑥持続可能な社会・地域の形成に参画する態度の育成
- ⑦育ちや学びをつなぐ教育の推進

施策2　多様なニーズに対応した学びや支援の充実

- ①多様なニーズに対応したこども・保護者への支援
- ②特別な支援を必要とするこどもの学びや支援の充実
- ③不登校児童生徒の学びや支援の充実
- ④外国につながるこどもの学びや支援の充実
- ⑤多様な才能・個性を伸ばす機会の提供

方針Ⅱ　安全・安心で魅力ある環境づくり

施策3　「はままつの先生」の魅力と資質能力の向上

- ①志ある優れた教職員の確保
- ②専門性を有する質の高い教職員の育成
- ③多様な支援スタッフの配置
- ④教職員がいきいきと働ける環境の整備

施策4　安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

- ①新しい時代の学びを実現する学校施設等の整備
- ②学校安全の推進
- ③中山間地域等における教育環境の向上
- ④学びの機会確保に向けた支援
- ⑤いじめの問題への対応

方針Ⅲ　こどもの育ちを支える地域づくり

施策5　多様な人材・団体との連携・協働

- ①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ②魅力ある地域人材や団体等との連携
- ③家庭教育支援の推進
- ④放課後の居場所づくり

教育DXの推進

教育データの利活用

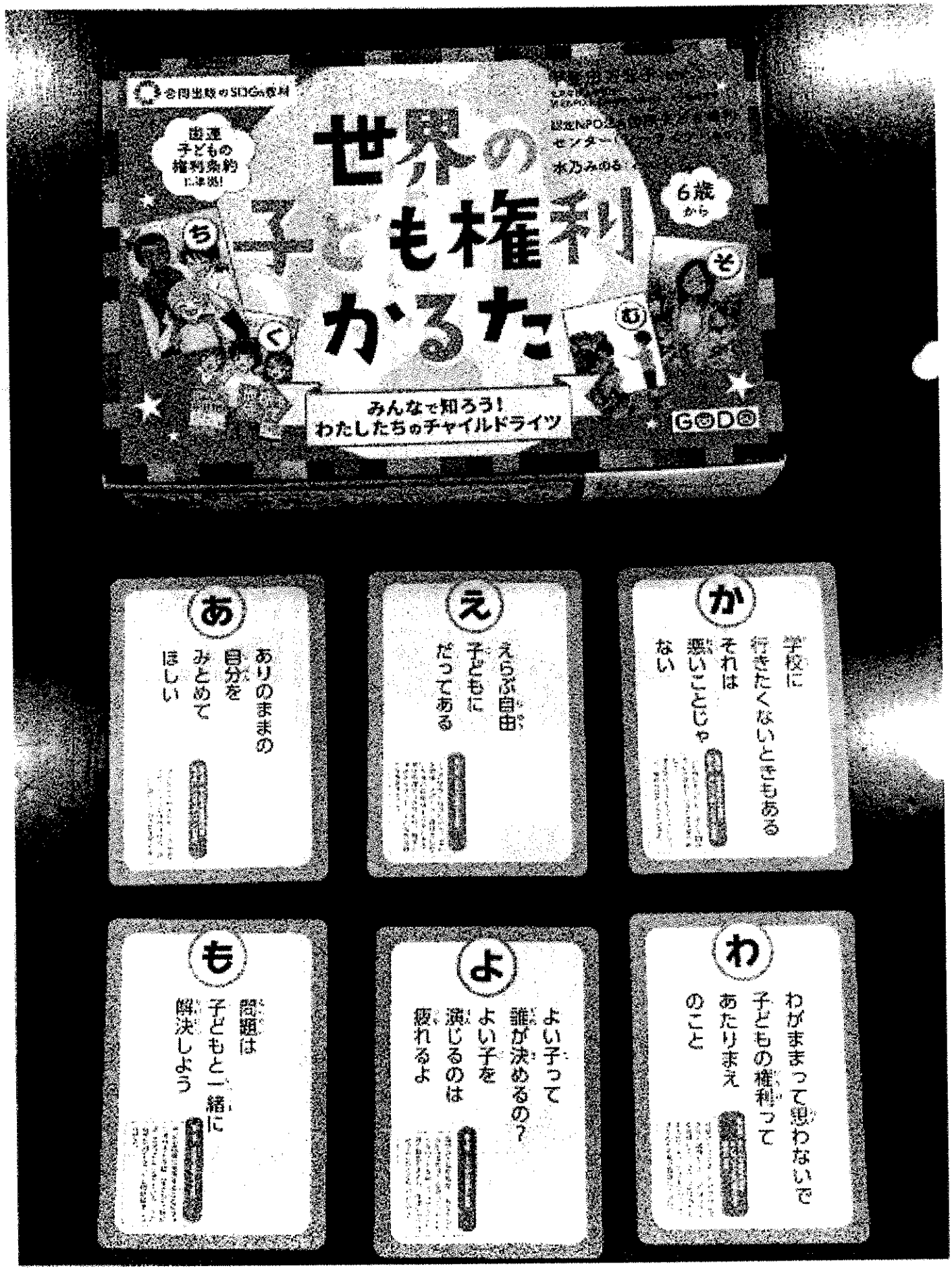
資料4

世界の子ども権利かるた

ISBN978-7726-5503-3

監修　甲斐田万智子
制作　認定NPO法人国際子ども権利センター

発行者　坂上美樹
発行所　合同出版株式会社



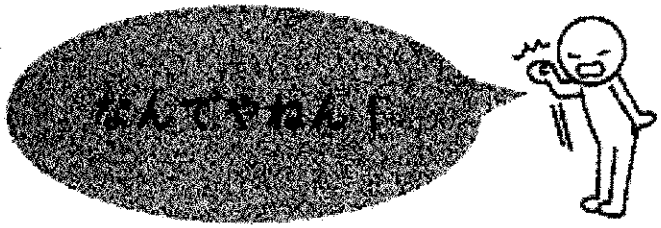
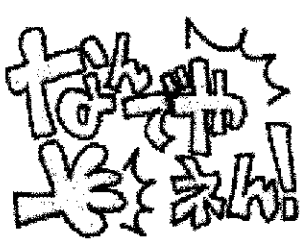
子どものけんり なんでやねん！ すごろく

なんでやねん！すごろく実践報告(概要版)抜粋 なんでやねんカード

どもの権利条約 関西ネットワーク団体
NOP法人 CAPセンター・JAPAN

資料5

「おもしろいなんでやねん」「考えさせられたなんでやねん」「印象的ななんでやねん」

なんで泣いたらあんかんねん。	先生なのに守れていない。	先生だけが許される。	廊下を走るなと注意した先生が走っていた。	音楽の授業でひとりずつ前に出て歌わせられて歌が嫌いになった。	少数派の意見はあまり反映されない。
授業で課題が終わったあと、好きなことをしてはいけないのはなんでやねん	自分の環境を隠してるのに友達のいるところで、家のことを聞いてくる。	授業で彫刻刀を使い、少し怪我をしたら先生から「成績が下がる」と言われ、実際に下がった。	同じことをしても怒られること怒られない子がいる。	おとなはいいのに子どもはあかんことがある。	遊びを途中で止めさせられる。
けんだけ握手をしてくれない。	家でも学校でも、友だちにもうるさいといわれる。	コロナで自由に外に出られない。コロナで友達に会えない。	心配してるふりして上から話してくる。		
おとなはこぼしても怒られないけれど、こどもが飲み物などこぼしたら怒られる。	美容室で金髪にしてもらい気に入って街を歩いていたのに人から避けられた。	化粧の練習をしていたら不良と言われた。	アルバイトをはじめたらお小遣いはいらないねと親に言われた。	どこかに行くときに「早く準備して」って言われるけど、親の方が準備が遅い。	ゲームの時間を勝手に決める！！なんでやねーーーん！！
	ウチはウチ、ヨソはヨソと言うくせに成績などは比較する。	おとなは夜にお菓子食べるのに子どもはあかんのなんでやねん。	どうしてこの世にお金があるの。	鼻くそほっていたら、おこられた。	わたしは母ちゃんに話を聞いてもらう権利がある！だから今は話を聞いて！！

資料6

こどもたちがつくった

『なんでやねん！すごろく』で

遊ぼう　学ぼう　子どもの権利

2025年

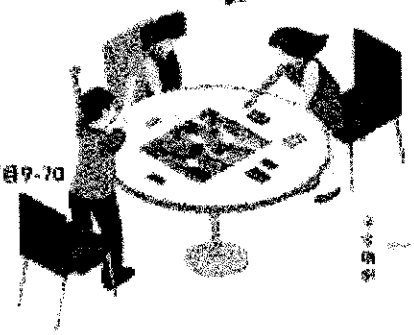
2/22(土)

10:00～11:00

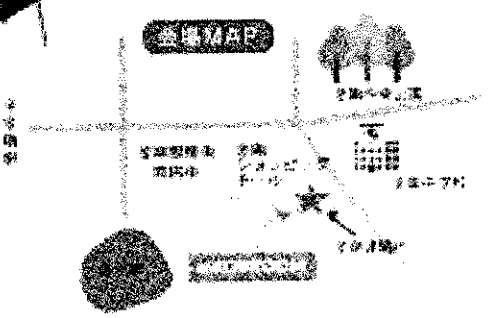
会　場▶∞KON ROOM
〒584-0073 富田林市寺池台一丁目9-70

対　象▶小学生・中学生
/18名まで（先着順）

内　容▶ゲームを使って
子どもの権利を楽しく学ぶ



参加費無料





お菓子やカレー食堂の
無料チケットもあるよ



QRコードから申し込んでください

（大阪大谷大学地域連携センター）

お問合せ先 **0721-24-0452** 担当は okajimk@osaka-ohtani.ac.jp

主　催：大阪大谷大学人間社会学科　岡島克樹研究室

後　援：チャイルドラインとんだばやし　・　わっく金剛　・　富田林市人権協議会

※「なんでやねん、すごろく」は、子どもの権利条約関西ネットワークが開発したゲームと、こども家庭庁の資料等を参考にして作成されているものです。

※本事業はKitLP［富田林市・UR都市機構と近畿大学との連携事業］の一環として、一般財団法人教育振興財団の助成を受けて行います。

世田谷区　母子健康手帳

資料7

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約

子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。

1989年に国際連合の総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され、日本も1994年にこの条約を批准しました。

子どもの権利について考えるときは、この4つの原則をあわせて考えることが大切です。

1　命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

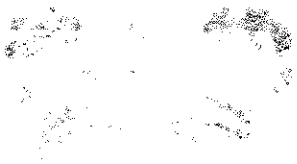


2　子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

3　意見を表明しや参加すること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見や子どもの発達に応じて十分に尊重します。



4　差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、次の定めるすべての権利が保障されます。



新規

妊産婦等生活援助事業

資料8　支援局　家庭福祉課

<安心こども基金を活用して実施>

1　事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2　事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- ○ 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- ○ 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- ○ 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- ○ 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- ○ 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒　現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3　実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分　1か所当たり　30,250千円
- 支援コーディネーター　1人
- 保健師、助産師、看護師　1人
- 母子支援員　1人
- 個別ケース会議開催経費
- 医療機関連携費用
- 生活支援費
- ディケア対応費

イ 入居機能加算
- 宿直手当加算　1か所当たり　1,606千円
- 居室稼働加算
 - 居室稼働450人日～900人日の場合　1か所当たり　6,205千円
 - 居室稼働901人日以上の場合　1か所当たり　12,278千円
- 居室確保加算　1か所当たり　10,000千円

ウ 休日相談対応体制加算　1か所当たり　1,300千円

エ 心理療法連携支援加算　1か所当たり　887千円

オ 法律相談連携支援加算　1か所当たり　887千円

【補助割合】　国：１／２ 、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２
国：１／２ 、都道府県：１／４、市・福祉事務所設置町村：１／４

資料9

ファーストミッションボックスの事例

2024年10月
天竜中学校避難所開設訓練より

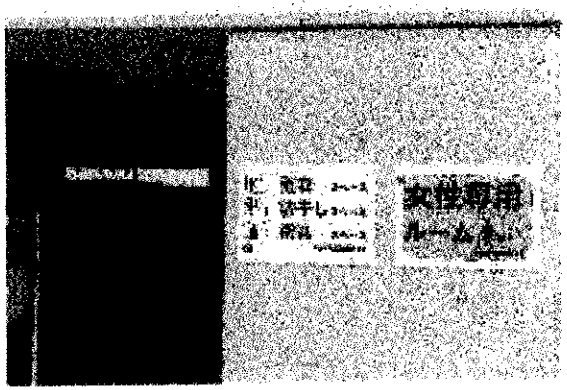












市議会報告

[令和７年第２回定例会 一般質問]

2025年6月6日 shimin-club

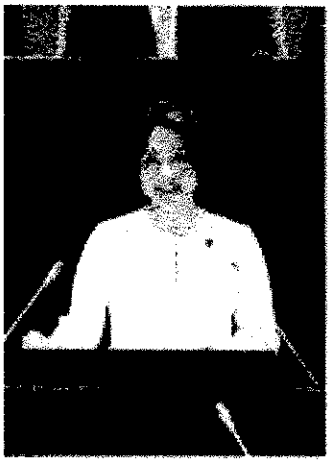
令和７年第２回 市議会定例会 一般質問(北野谷富子議員)

令和７年第２回市議会定例会の一般質問が本日（６月６日(金)）行われ、北野谷富子議員(浜名区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。

⇒質問＆答弁

１．学校給食の充実について
２．流域治水の推進について
３．福祉の充実について
４．中心市街地活性化に向けた取り組みについて
５．企業立地補助金について
６．カスタマーハラスメント対策について
７．林野火災対策について

⇒資料





市議会報告

前の記事

令和７年第２回 市議会定例会 代表質問(鈴木真人議員)

2025年6月5日



アーカイブ

令和７年 第２回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者　市民クラブ　北野谷喜子

質問	答弁
1　学校給食の充実について 本市の学校給食に係る経費について、食材費は、学校　給食法に基づき保護者が負担している。物価高騰に伴う食材価格高騰分については国庫支出金の活用により、保護者負担の抑制を図っているが、令和７年３月に公表された「令和６年度包括外部監査結果報告書」の意見にもあるとおり、エネルギー摂取量が学校給食摂取基準の基準値に届いていないことは大きな問題だと考える。 現状と課題について、以下伺う。 (1) 現況の食材費では、エネルギー量と栄養素の摂取基　準値を満たせない献立となることは明白である。 ア　この状況に対する本市の見解を伺う。 イ　物価高騰下にあっても、地域の魅力ある食材を使用　した学校給食の提供は積極的に行うべきと考えるが、伺う。 (2) 本市の米飯の提供方法には、当校炊飯、個人別委託米飯（アルミパック米飯）、クラス別委託米飯（クラス別配缶）の３つがあり、そのうち約８割の学校等がアルミパック米飯での提供となっている。しかしながら、アルミパック米飯は、他の２方法と比べて１食当たりの単価が高く、アルミパック米飯が提供されている学校は、年々エネルギー量と栄養素の摂取量が減少しているとの結果も出ている。	1 (1)ア、イ(2) 吉積学校教育部長 (1)ア、イ 食材価格高騰への対応につきましては、その財源として、2022 年度から国の交付金を活用し、保護者負担を増やさないよう学校給食費を据え置いている。また、学校や学校給食センターでは、栄養教諭等が、栄養摂取量を維持しながら使用する食材の種類を見直したり、同じ食材を使用する学校数を増やしたりするなどの献立作成の工夫のほか、コロッケなどの加工品を手作りに変更するなど、調理方法にも工夫を凝らし、単価の抑制を図っている。併せて、子供たちが地元の食文化や伝統料理に親しむ機会として実施する「ふるさと給食の日」や「浜松パワーフード給食」などの献立にも、食材費とのバランスを考えながら、地場産物を積極的に活用してきた。しかしながら、議員指摘のとおり、現在の食材費の中で、今後も必要なエネルギー量を確保した献立作成ができるか不安であるとの声もあり、これ以上の創意工夫を図ることは困難であると考えている。こうした現状を踏まえ、本年１月、「学校給食の提供に関する検討委員会」を部内に設置し、有識者や保護者代表の意見も取り入れながら、学校給食における望ましい栄養摂取量の確保と提供コストの適正化を図りつつ、必要な食材費の検討を進めている。また、学校給食において、地産地消は栄養摂取量と食材費の双方に密接に関わるものであり、検討にあたっての重要な視点である。今後も、子供たちの健やかな成長に寄与するため、これらの課題に対する対応策を検討委員会で協議し、物価高騰下にあっても、栄養摂取量の維持や地場産物の積極的な活用が図られるよう継続して取り組んでいく。 (2)本年度、アルミパック米飯を提供する市立学校は、小学校75校、中学校40校の計115校である。小学校中学年に提供する70グラムの委託米飯を例として、本年５月現在の単価と、１食当たりの食材費325 円に占める割合を比較した場合、アルミパック米飯は109.12円で約33%、クラス別配缶は71.56 円で約22%であり、アルミパック米飯のほうが、１食当たりに占める米飯価格の割合が約37 円、約11%高く、副食費を圧迫する一因になっている。アルミパック米飯からクラス別配缶への切り替えにあたっては、米飯製造業者が持つ炊飯設備の稼働状況をはじめ、食器の購入や保管場所の確保、児童生徒への配膳指導など、事前に調整すべき項目にあるが、切り替えに伴う差額を副食費に配分できる効果があることから、スピード感を持った見直しが必要であると考えている。こうしたことから、今

質問	答か
学校給食の提供にかかる平等性の観点からも、アルミパック米飯より安価なクラス調理缶での提供に切り替えるべきと考えるが、見直す考えはないか伺う。	後、食材調達業務の受託者である静岡県学校給食会と協議を進め、提供方法の見直しについて段階的に取り組んでいく。
2　流域治水の推進について 今後の治水対策事業は、気候変動の状況を踏まえ、河川の本川整備だけでなく流域のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の推進が、より一層重要である。 こうした中、本市では昨年３月に浜松市総合雨水対策計画を改訂したところであり、流域の関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」へ転換し、「水をながす」、「水をためる」、「川をしる」の３つの対策の柱を軸として、エリアごとにハード、ソフト対策を組み合わせて浸水被害の軽減を図ることとしている。 そこで、以下について伺う。 (1) 浜松市総合雨水対策計画について、昨年３月の改訂から１年が経過したが、計画に位置付けた事業の進捗状況について伺う。 (2) 重点エリアの一つに位置付けられている、馬込川上流　域の五反田川・有隣川エリアにおける対策事業について伺う。	2 (1) (2) 平井土木部長 (1) 昨年３月に改訂した浜松市総合雨水対策計画では、2033年度までに整備する事業について「水をながす」、「水をためる」、「川をしる」の３つの柱を軸としていて、本市河川整備のみならず、関係部局においても対策事業を推進している。「水をながす」対策としては、九領川の河川改修や排水機場の機能強化等、71 事業のうち、西部排水機場の更新等、8 事業が完了し、五反田川の改修等、48 事業を実施中である。「水をためる」対策としては、地下貯留施設整備や小中学校への校庭貯留等、69 事業のうち、可美公園地下調整池等、21事業が完了し、芳川公園地下調整池の整備等、23事業を実施中である。「川をしる」対策としては、住民の水害リスクに対する理解促進のため、自治会や小学校での出前講座等を11 回開催したほか、出水期前に土のうステーションへ土のうを補充する等、地域の意見をもらいながら継続的に実施している。全体事業箇所ベースの進捗率は、140事業のうち29事業が完了し、約２割の状況である。今後におきましても、関係部局で組織する浜松市都市雨水対策協議会において進捗管理を行い、着実な事業推進を図っていく。 (2) 二級河川馬込川に流入する準用河川五反田川、有隣川は、2022年９月の台風15 号で越水し、甚大な浸水被害をもたらした。このため、総合雨水対策計画2024では、従前から重点エリアに位置付けし、河川改修に取り組んできた五反田川エリアに加え、隣接する有隣川エリアを新たに重点対策エリアとして、対策を実施することとしている。五反田川については、引き続き堤防改良を進めるとともに有隣川においては、流下能力の向上に向けて河道横断の測量設計や用地買収を進めていて、両河川が合流する馬込川の暫定改修を実施している静岡県と連携しながら早期の工事着手を図っていく。また、有隣川の負荷軽減を目的とした雨水の流出抑制対策として、新原小学校における校庭貯留を実施したほか、五反田川では、雨池雨水貯留池を改良するとともに、農業組との連携により田んぼダムや農業用ため池の活用等、新たな貯留機能の確保に取り組んでいる。更に、両河川においては、流下能力を確保するため、流水を阻害する堆積土砂や水草を出水期前に除却する等、適切な維持管理を実施しているところである。今後も本計画に基づき、県や市内関係部局等と連携し、浸水被害軽減に向けた対策を着実に実施していく。